

令和7年度外来種消化管内容物調査業務委託仕様書

第1章 総 則

第1条 適用

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が行う令和7年度外来種消化管内容物調査業務委託に適用する。

第2条 通則

本業務の実施に当たっては、本仕様書により実施するものとする。

第3条 目的

震災に起因する様々な環境変化により、県内において外来種（主に哺乳類）が増加しており、生態系への影響が懸念されている。特に相双地区では原子力事故等の影響により外来種の生息域が拡大しており、その対策検討は復興を進める上での課題となっている。そのため、本調査では被災地域を中心とした外来種の被害状況や生態系への影響の把握に資することを目的とする。

第4条 提出書類

受託者（以下「乙」という。）は、次の各号における書類を遅滞なく甲に提出しなければならない。

- （1）業務着手届 （様式第1号）
- （2）主任技術者通知書（様式第2号）
- （3）作業工程表 （様式第3号）
- （4）委託業務完了届 （様式第4号）
- （5）成果品目録 （様式第5号）
- （6）その他業務遂行上必要と認められるもので、甲が指示したもの。

第5条 疑義

本業務の実施に当たり、本仕様書及び設計図書等に明示なき事項又は疑義を生じた場合には、速やかに甲に申し出て協議するものとする。

第6条 打合せ

打合せの時期・回数については、甲が指定する場所（福島県内）において業務開始時、中間時で甲が別途示す時期、成果品納品時等の計3回行うものとする。

また、打合せ結果については、乙が書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認を行う。

第7条 手直し

乙は、業務が完了したとき、乙の責に帰すべき理由による過失等の不調箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

第8条 安全管理

乙は、業務履行に当たり、交通、気象、地域状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

なお、本調査に関して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において措置するものとする。

第2章 調査

第9条 調査対象区域

福島県浜通りとする。

第10条 調査対象となる獣種

県内に生息する外来種(主にアライグマ及びハクビシンとする(以下「アライグマ等」という。))

第11条 調査内容

本業務における調査内容は、以下のとおりとする。

なお、調査の実施内容の決定に当たっては、事前に甲と十分協議を行うこととする。

1 計画・準備

業務委託に必要な事柄を整理・把握する。

2 外来種の消化管内容物調査

甲が別に捕獲するアライグマ等、32個体の消化管内容物について、内容物の全重量測定後、内容物が均一となるよう十分に攪拌し、DNA分析用に全ての内容物について凍結乾燥処理を行い、滅菌容器に封入する。DNA用分析試料であるため、他の試料のDNA混入を防ぐため、試料調整ごとに実験器具を次亜塩素酸ナトリウム等により洗浄する。凍結乾燥処理においては、乾燥前後の質量を測定する。

検体については、福島県環境創造センターと搬入日を調整のうえ搬送する。郵送は1ヶ月に1回程度の頻度とする。

必要な資機材、試薬、検体の送料及び受取料は乙の負担とし、検体数に変更が生じる場合は甲と協議を行う。

また、作業の際は適宜甲が立ち会うことができることとする。

3 DNA分析のためのプライマー設計及び合成

アライグマ等の消化管内容物のDNA分析を行うにあたり、動物質解析のためのブロッキングプライマーの設計・合成を行う。

4 消化管内容物のDNA抽出、分析および結果の解析

甲が準備する凍結乾燥消化管内容物からDNA抽出を行い、次世代シーケンサーにて動物質及び植物質の同定を行う。サンプル数は32個体(動物質32個体、植物質32個体の計64サンプル)とする。配列データのトリミング、配列データのフィルタリング、国際塩基配列データベースに登録されている塩基配列に対する相同性検索までを、甲が指示する遺伝子領域をターゲットに実施し、得られたデータを整理する。また、サンプルごとに、リード比、リード数を整理する。配列の一致率については、甲と協議のうえ決定する。また、作業の際は適宜甲が立ち会うことができることとする。

5 結果取りまとめ等、報告書作成

乙は、2～4により得られた調査結果を取りまとめ、報告書に記載する。

6 その他

ア 本業務の実施にあたって、必要な旅費、輸送費、機材及び消耗品等に係る費用は乙が負

担するものとする。

イ 本仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務の遂行にあたり必要な事項、器具等については、乙の責任のもとで充足及び負担するものとする。

ウ 乙は、本業務に疑義が生じたとき及び本仕様書により難い事由が生じたときは、甲と速やかに協議しその指示に従うこと。

第3章 成果品

第12条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 報告書 A4サイズファイル綴じ | ・ ・ 2部 |
| (2) 電子データを保存した電子記録媒体 | ・ ・ 1部 |
| (3) その他、甲が指示したもの。 | |

第13条 成果品の所有権

本業務による成果品の所有権は甲に属する。

第14条 委託料の支払い

委託契約書第15条第1項に定める委託料の請求については、（様式第6号）のとおりとする。